省令

○総務省令第五十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月二十二日

総務大臣　石田　真敏

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定無線局の対象とする無線局） **第十五条の二**　法二十七条の二第一号の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。 ［一～五　略］ ［削る］ 六‖［略］ 七　設備規則第三条第六号の二に規定する高度ＭＣＡ陸上移動通信を行う陸上移動局 ［七の二～九　略］ ［2　略］ （特定無線局の無線設備の規格） **第十五条の三**　法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 ［一～五　略］ ［削る］ ［略］ 七‖六　設備規則第三条第六号の二に規定する高度ＭＣＡ陸上移動通信を行う陸上移動局 設備規則第四十九条の七の四に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの ［七の二～十二　略］ （あつせん等の対象となる無線局に係る業務） **第二十条の二**　法第二十七条の三十五第一項の総務省令で定める業務は、次に掲げるものとする。 ［一～六　略］ 七　設備規則第三条第六号に規定するデジタルＭＣＡ陸上移動通信又は同条第六号の二に規定する高度ＭＣＡ陸上移動通信を行う無線局を使用する業務 （特定無線局の数の控除） **第五十一条の十の二の二**　法第百三条の二第六項の総務省令で定める無線局は、次の各号のいずれかに該当する無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局であつて、広域専用電波を使用するものを除く。以下この条において同じ。）について、それぞれ当該各号に掲げる無線局とする。 ［一　略］	（特定無線局の対象とする無線局） **第十五条の二**　［同上］ ［一～五　同上］ 六‖設備規則第三条第五号に規定するＭＣＡ陸上移動通信を行う陸上移動局 七‖［同上］ ［新設］ ［七の二～九　同上］ ［2　同上］ （特定無線局の無線設備の規格） **第十五条の三**　［同上］ ［一～五　同上］ 六‖設備規則第三条第五号に規定するＭＣＡ陸上移動通信を行う陸上移動局 設備規則第四十九条の七に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの 七‖［同上］ ［新設］ ［七の二～十二　同上］ （あつせん等の対象となる無線局に係る業務） **第二十条の二**　［同上］ ［一～六　同上］ 七　設備規則第三条第五号に規定するＭＣＡ陸上移動通信又は同条第六号に規定するデジタルＭＣＡ陸上移動通信を行う無線局を使用する業務 （特定無線局の数の控除） **第五十一条の十の二の二**　［同上］ ［一　同上］